

居宅介護支援重要事項説明書

(_____ 様)

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電 話 0748-83-1313

FAX 0748-83-1747

営業日	月曜日～金曜日まで営業します。 ※ 国民の祝日、12/29～1/3 は休日とします。
営業時間	8：30～17：30まで

営業日・営業時間以外の連絡先 電話 0748-83-1313（代表）24時間連絡可

0748-83-0088（直通）

※ 営業日・営業時間以外でもお気軽にご相談ください。

2. 当事業所の概要

事業所名	信楽荘居宅介護支援センター
所在地	滋賀県甲賀市信楽町牧1159番地
事業所の指定番号	2571400031
サービスを提供する通常の事業実施地域	甲賀市内 ※上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

3. 当事業所の法人概要

名	称	社会福祉法人 信楽福祉会
所	在	地
		滋賀県甲賀市信楽町牧1159番地
法	人	種
		別
		社会福祉法人
代	表	者
		理事長 岩永 峯一

4. 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管 理 者	1名	職員及び業務の管理、苦情処理等	常勤【兼務】
主任介護支援専門員	2名	困難事例の対応・他の介護支援専門員への助言指導、各事業所との連絡調整	常勤【兼務】 非常勤
介護支援専門員	5名	居宅サービス計画書の作成等	常勤 5名

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況、社会環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。もって、本人がその居宅において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう支援する事を目的とする。
事業の方針	① 居宅介護支援事業は、本人が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 ② 本人の心身の状況・環境等に応じて、本人の選択に基づき、多様な事業者から、総合的・効果的に提供されるよう配慮して行う。 ③ 本人の意思及び人権を尊重し、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 ④ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、その他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める ⑤ 上記の他、甲賀市の条例を遵守する。

6. 提供するサービスの内容と料金

【内 容】 別紙 1 を参照

【料 金 等】 別紙 2 を参照

7. 料金の支払い時期と支払方法

担当職員の訪問時にお支払いください。(交通費)

8. 【プライバシー（個人情報）の保護】

当事業所がサービスを提供する際に、本人やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの本人へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、本人等の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ本人等に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

9. 介護支援専門員の変更

- ① 事業者は必要に応じ、介護支援専門員を交替する事ができます。但し、その場合には本人に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- ② 本人は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

10. 解 約

- ① 本人は当事業所に対し、「解約の通知」を解約する日の7日前を目途に事業所へ届け出

甲賀市長寿福祉課	滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 電話 番号 0748-69-2165 FAX 番号 0748-63-4085
滋賀県運営適正化委員会	滋賀県草津市笠山7丁目 8-138 電話 番号 077-567-4107

令和 年 月 日

私は、本人に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地
名称 社会福祉法人 信楽福祉会 印

説明者 所属 信楽荘居宅介護支援センター
氏名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

本人 住所 滋賀県甲賀市
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

(別紙1)

受付相談

サービス提供と内容の流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み

↓

本事業所に関する事居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います。

↓

居宅サービス計画等に関する契約締結

※ 利用者は市役所に【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。
(提出代行可能)

毎月の業務

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。

↓

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。(利用者はサービスを選択できる説明を受ける権利がある)

↓

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。

↓

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います。

↓

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います。

↓

◆サービス利用◆

↓

利用者やご家族と毎月自宅に少なくとも1回以上は訪問し、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

↓

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

↓

心身の状況で変化があれば、医師に情報提供する。また、居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

(別紙2)

料 金 表

利 用 料	<p>(厚生労働大臣の定める基準額)</p> <p>要介護1、2 13,014円</p> <p>要介護3、4、5 16,911円</p> <p>(上記単位には、特別地域加算15%加算分が含まれております。)</p> <p>《加算》</p> <p>特定事業所加算Ⅱ 4,386円</p> <p>初回加算 3,126円</p> <p>入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,605円</p> <p>入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,084円</p> <p>緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084円</p> <p>退院・退所加算(カンファレンス参加無)</p> <p>・連携1回 4,689円</p> <p>・連携2回 6,252円</p> <p>退院・退所加算(カンファレンス参加有)</p> <p>・連携1回 6,252円</p> <p>・連携2回 7,815円</p> <p>・連携3回 9,378円</p> <p>ターミナルケアマネジメント加算 4,168円</p> <p>(在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、当該利用者の心身の状況等を記録し必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行った場合に評価する加算)</p> <p>通院時情報連携加算 521円</p> <p>(利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合に加算)</p> <p>*1単位、10.42円に換算されます。</p> <p>※本人に介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。(全額介護保険により負担されます)</p> <p>※但し、本人が以前に保険料の滞納がある場合は、本人より料金を頂き、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって差額の払い戻しを受けることができます。</p> <p>※信楽荘居宅介護支援事業所は特定事業所加算 算定事業所であり、主任介護支援専門員を配置し、下記の項目を毎月行っていく事により、特定事業所加算Ⅱを算定しております。</p> <p>(項目)</p> <p>① 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項にかかる伝達等を目的とした会議を1回/週以上開催している。</p> <p>② 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて本人の相談に対応できる体制を確保している。</p> <p>③ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。</p> <p>④ 介護支援専門員一人あたりの担当利用者の数が40件未満であること。</p>
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ⑥ 支援困難な事例に対応できる体制を整備している。 ⑦ 他法人が運営する、居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会を実施及び参加すること。 ⑧ 地域包括支援センター等が主催する事例検討会に参加すること。 ⑨ 常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。 ⑩ 介護支援専門員実務研修における実習科目などへの協力体制を整備している。
交 通 費	<p>本人のお宅が当事業者の通常の事業実施地域以外にあるときは、下記のとおり交通費の実費をいただきます。</p> <p>通常の実施地域を超える地点から起算して片道 50km あたり 100 円にて計算した額。</p>

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 信楽福祉会 (指定番号：2571400031)
 <住所> 滋賀県甲賀市信楽町大字牧字小屋カイト1159番地
 <代表者名> 岩 永 峯 一 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名> _____ 印

(<代理人氏名> _____ 印)